

介護職員等処遇改善加算の見える化要件について

令和6(2024)年6月の介護報酬改定において、今までの加算が一本化され、「介護職員等処遇改善加算」が創設され、本会においても算定を行っております。

尚、当該加算算定の要件として、下記を満たす必要があります。

介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

上記の「見える化」要件に基づき、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的に取り組んでいる内容は次の通りとなります。

○加算の取得状況（令和8年6月～）

事業所名	サービス種類	加算の種別	加算率
デイサービス海と空	通所介護	加算Ⅱ口	11.8%
デイサービス風の丘	通所介護	加算Ⅱ口	11.8%
夢乃舎plus	通所介護	加算Ⅱ口	11.8%
ヘルパーステーションここしあ	訪問介護	加算Ⅱ口	26.6%
ここしあ訪問看護ステーション	訪問看護	新設	1.8%
ここしあケアプランセンター	居宅介護支援	新設	2.1%

各事業所の取得状況はホームページにて公表しております

○賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○他産業からの転職者・主婦層・中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ○職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ○上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業者内託児施設の整備 ○職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ○有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ○業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ○短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ○職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている ○現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ○5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ○介護リフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ○各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ○ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

福祉・介護職員等処遇改善加算の見える化要件について

令和6(2024)年6月の介護報酬改定において、今までの加算が一本化され、「福祉・介護職員等処遇改善加算」が創設され、本会においても算定を行っております。

尚、当該加算算定の要件として、下記を満たす必要があります。

福祉・介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

上記の「見える化」要件に基づき、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的に取り組んでいる内容は次の通りとなります。

○加算の取得状況（令和8年6月～）

事業所名	サービス種類	加算の種別	加算率
障害福祉サービス すみれの丘	就労継続支援B型	加算Ⅰ口	10.9%
	生活介護	加算Ⅰ口	9.7%
障害福祉サービス 結のところ	就労継続支援B型	加算Ⅰ口	10.9%
	生活介護	加算Ⅰ口	9.7%
ヘルパーステーション ここしあ	居宅介護	加算Ⅱ口	44.1%
	重度訪問介護	加算Ⅱ口	36.7%

各事業所の取得状況はホームページにて公表しております

○賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○他産業からの転職者・主婦層・中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ○職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ○上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業者内託児施設の整備 ○職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ○有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ○短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ○福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ○5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ○業務手順書の作成や記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ○介護リフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ○各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ○支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供